

四日市市告示第 530 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成28年 12月 21日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成28年11月7日	諏訪町 地内	1 台
平成28年11月8日	前田町 地内	1 台
平成28年11月8日	塩浜本町一丁目 地内	1 台
平成28年11月10日	東日野町 地内	1 台
平成28年11月15日	楠町本郷 地内	1 台
平成28年11月15日	楠町北五味塚 地内	3 台
平成28年11月15日	海山道町三丁目 地内	1 台
平成28年11月17日	下さざらい町 地内	1 台
平成28年11月17日	尾平町 地内	2 台
平成28年11月17日	菅原町 地内	1 台
平成28年11月21日	新正一丁目 地内	1 台
平成28年11月28日	泊山崎町 地内	1 台
	合 計	15 台